様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年11月14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ゆうげんせきにんあずさかんさほうじん  一般事業主の氏名又は名称 有限責任あずさ監査法人  （ふりがな）やまだ　ひろゆき  （法人の場合）代表者の氏名 山田　裕行  住所　〒162-8551  東京都 新宿区 津久戸町１番２号  法人番号　3011105000996  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　理事長メッセージ  ②　AZSA Quality 2025/26（監査品質に関する報告書） | | 公表日 | ①　2025年 7月 1日  ②　2025年10月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ（理事長メッセージ）  　https://kpmg.com/jp/ja/home/about/azsa/message.html  　当社ホームページ（理事長メッセージ）  ②　当社ホームページ（AZSA Quality 2025/26）  　https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-azsa-quality-2025.pdf  　当社ホームページ（AZSA Quality 2025/26）  記載箇所：理事長からのメッセージ（P7～8） | | 記載内容抜粋 | ①　昨今、地政学リスクの高まりやテクノロジーの進化により、世界経済・社会の秩序が大きく変化し始めています。そうした不確実性が高まる中でも、私たちあずさ監査法人は「社会に信頼を、変革に力を」というパーパスの下、クライアントの皆さまに伴走し、常に半歩先を照らし続ける存在であり続けたいと考えています。  特に、ビジネスのあり方を根本から変え始めている生成AIといったテクノロジーの活用は重要なテーマです。あずさ監査法人は、監査の領域で生成AIなどを積極的に活用していくほか、アドバイザリーの領域においてもクライアントの皆さまの経理DXをサポートしています。  ②　生成AIをはじめとするデジタルテクノロジーの進展は、ビジネスの在り方そのものを大きく変えつつあり、監査の分野においても極めて重要なテーマとなっています。あずさ監査法人では、KPMGのグローバルネットワークが開発する最先端技術をいち早く取り入れるとともに、日本独自の生成AIソリューションや分析プラットフォームの開発にも取り組んでいます。これらのテクノロジーと、あずさ監査法人がこれまで蓄積してきたセクターごとの豊富な知見を融合させることで、監査関与先の皆さまとの対話を通じて、よりきめ細やかなニーズに応えてまいります。  監査品質の向上には、AX (Audit Transformation=監査 変革)の推進も不可欠です。私たちは「AX for Trust®」と いうコンセプトのもと、監査プロセスの標準化、集中化、 そして自動化を積極的に進めています。今後もAXを 力強く推進することで、監査関与先の皆さまに対して、より高い付加価値を迅速かつ的確に提供できる体制の整備を進めてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる経営に関する意思決定機関である専務理事会にて承認  ②　取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる経営に関する意思決定機関である専務理事会にて承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　AZSA Quality 2025/26（監査品質に関する報告書） | | 公表日 | ①　2025年10月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ（AZSA Quality 2025/26）  　https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-azsa-quality-2025.pdf  　当社ホームページ（AZSA Quality 2025/26）  あずさ監査法人の価値創造（P9～22）  AI・デジタルテクノロジーを活用した監査の変革（P24～28） | | 記載内容抜粋 | ①　価値創造を実現する３つの戦略（P22）  あずさ監査法人は、「AX for Trust®」というコンセプトの もと、より高品質で信頼性の高い監査の実現を目指し、 監査変革(AX=Audit Transformation) を加速させています。  1. 社会のデジタル化と監査の変革  急速に進む社会や企業のデジタル化に伴い、高品質な監査を実現するための手法や仕組みも大きく変化しています。AXは、監査プロセスの標準化·集中化·自動化を通じて生産性を向上させると同時に、テクノロジーの活用によって監査の高度化を図る取組みです。・・・（略）・・・  監査変革を実現するうえで、デジタルテクノロジーの活用は不可欠です。あずさ監査法人では、既存業務への AIの導入にとどまらず、AIによって監査プロセスそのものを革新することを目指し、関連部署が連携してプロジェクトを推進しています。KPMGがグローバルに展開するAIエージェント搭載のKPMG Claraやリスク自動検知のAl Transaction Scoringなどのプラットフォーム· 分析ツールに加え、あずさ監査法人独自の企画·開発力を活かしたソリューションもスピード感を持って導入· 展開しています。  AI・デジタルテクノロジーを活用した監査の変革（P24）  ・監査変革の重要性（P24）  ・・・（略）・・・  これらの社会からの期待に応えるため、あずさ監査法人は、試査を前提とした労働集約的な従来の監査から、データとテクノロジーを有効に駆使し、網羅的かつ効率的な分析に基づく次世代の監査へ変革していきます。監査関与先 の経理DXとも連携しながら「3C x Impacts & Insights」 (3C xI)、すなわち「監査の3つのC(Comprehensive、 Centralized、Continuous)」を実現し、2つの「I」、監査プロセス変革の効果(Impacts) と監査チームの知見を加えたInsights を監査関与先に提供していきます。  ・グローバル展開のツールと独自開発のツールを両輪に、スピード感あるAI活用を実現（P26）  監査変革を成し遂げるにはデジタルテクノロジーの活用は不可欠で、近年はAIの活用に特に注力しています。既存業務へのAI適用にとどまらず、AIで監査プロセスそのものを変革することを目的に、関係部署が横断的に連携 してプロジェクトを進めています。  AIエージェントを搭載したKPMG Claraや AI Transaction Scoringなど、KPMGがグローバルに展開するプラットフォーム·分析ツールに加え、あずさ監査法人の企画開発力を活かした独自のソリューションもスピード感をもって導入·展開しています。  ・膨大なデータをAIで解析し、監査人の視野を拡張（P24）  社会のデジタル化に伴い日々蓄積される膨大なデータと、発達が著しいAIを活用することで、従来の人間の作業を中心とする監査手法では得られなかった情報まで目を届かせることができます。  ・Al Transaction Scoring (AITS) powered by MindBridge  AITSは、世界で有数の財務リスク識別プラットフォームを提供する MindBridge Analytics Inc. (以下、 MindBridge社)とKPMGインターナショナルが共同開発した財務データ分析ツールです。MindBridge社の高度な統計手法、機械学習や分析技術を組み込み、対象とする会計データ内のすべてのトランザクションを個別にリスクスコアリングします。  AITSを用いたデータ分析は、従来型の試査によるサンプリングとは違い、データ全量を対象とした監査手続と位置付けられます。会計データ内のすべてのトランザクションのなかから、重要な通例でないアイテムや監査上のリスクが高いアイテムを特定することで、適切なリス ク対応をサポートします。また、より高いリスクが特定された領域に、必要なリソースを集中して投入することも可能になり、監査の効率化にも貢献します。  ・Fraud Risk Scoring\_ai  Fraud Risk Scoring\_aiは、不正な会計処理が発生するリスクを判定する不正リスク検知モデルです。過去に不正が起こった財務諸表の特徴を機械学習することで、類似する特徴を分析対象の財務諸表(監査中(進行期)の財務情報やIPO企業の財務情報を含む)が有している場合 に、不正発生のリスクが高いと判断します。不正が起こった財務諸表の特徴を多様な指標を使って認識し、分 析対象財務諸表との類似度を総合的に評価してスコアリングします。スコアが高い場合にはその要因となっている指標を明示し、より詳細な監査対応につなげます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる経営に関する意思決定機関である専務理事会にて承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　AZSA Quality 2025/26（監査品質に関する報告書）  　当社ホームページ（AZSA Quality 2025/26）  記載箇所：AI・デジタルテクノロジーを活用した監査の変革（P24～28）  人材育成（P82～89） | | 記載内容抜粋 | ①　① デジタル人材を集結させたセキュリティ· リスク管理部門と開発·デリバリー部門が連携（P28）  セキュアな環境を維持しながらも、スピード感のある監査DXを推進するため、デジタル対応力の高い人材を集結させたDigital本部およびDIA統轄事業部を設置しています。  Digital本部は2025年7月より発足し、情報セキュリティ部、ITS本部および従前のDigital Innovation本部を1つの部門として統合し、あずさ監査法人のデジタル領域の戦略·投資·リスクの管理を集中的に担います。  DIA統轄事業部では、ITの高度な知識·スキルのみならず、監査関与先のビジネスと情報システム全般に関する知見を有する人材や、企業の経理DX(データマネジメントやデータ分析等)の専門家など、約700人の多様なプロフェッショナルが集結し、複雑化するIT環境に対応することが可能です。  ② 監査変革をリードする多様な専門家と KPMGインターナショナルとの連携（P28）  Digital Innovation事業部には、公認会計士以外のデジタル専門家であるデータサイエンティスト、データエンジニア、IT専門家等が多数在籍しています。さらに、AIやブロックチェーンといった先端技術の専門家集団である 株式会社 KPMG Ignition Tokyo とも協業し、監査業務プロセスの変革や監査プラットフォーム·ソリューションの開発に一体となって取り組んでいます。  ③ デジタル人材（P86）  ・デジタル人材の育成  あずさ監査法人は、デジタルを軸とした監査の変革を実現するため、監査プロフェッショナルのデジタルスキル向上に注力しています。具体的には、デジタル人材育成 プログラム「AZSA Digital Academy」 (ADA) と「Future Auditor Initiative」(FAI) を導入するとともに、近年活用が拡大する生成AIについても研修を強化しています。  ・監査にテクノロジーとデータを活用するデジタル人材  ADAにおいては、構成員全員がデジタルの基礎を身につけることを目標としてデジタルファウンデーション研修を展開し、履修後にデジタルアシスタントとして認定しています。  また、監査業務におけるデジタル推進の中核となるデジタルマイスターの育成に力を入れています。データ分析や生成AI等の研修受講者をデジタルマイスターとして認定し、セクター別の実践型ワークショップを通じて、習得したスキルを監査現場で実際に活用し、監査の効率化や高度化の実現を支援しています。（中略）あずさ監査法人は、監査現場で実践可能なデジタルスキルの習得機会を創出し、監査関与先における「3Cx Impacts & Insights」(3C xI) をリードするデジタル人材の育成を重点的に推進しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　AZSA Quality 2025/26（監査品質に関する報告書）  　当社ホームページ（AZSA Quality 2025/26）  記載箇所：生成AIとAIエージェントで加速するAudit Transformation（AX）（P19～21） | | 記載内容抜粋 | ①　① AIに対する投資（P19）  KPMGは2023年7月にMicrosoft社とのグローバル提携を大幅に拡大し、Microsoft社のクラウドおよびAIサービスに対して2023年から5年間で数十億ドル規模の投資をコミットしています。また、あずさ監査法人内部でも人材への投資を惜しまず、高い開発力を活かした 多様な独自のツールをいち早く現場に導入しています。  KPMGがグローバルに展開するツールと日本のビジネス環境·実務に適した国内開発ツールを両輪として、バランスよく監査の品質と効率性を支えています。  ② デジタルプラットフォーム：KPMG Clara（P19）  また、監査の基礎を支えるプラットフォームであるKPMG Claraも、AIエージェントを搭載した次世代型に移行します。  進化したプラットフォーム「KPMG Clara AI Agents」  KPMG Claraに新たに導入されたAIエージェントは、他のツールやデータベースと連携して、自律的にデータを 集約、レビューおよび文書化します。例えば、会計基準やその他外部データ、さらにはKPMG およびあずさ監査法人内部のガイダンスに基づいて、ナレッジ検索や情報の要約ができます。また、監査関連ドキュメントの品質レビュー·コーチングを行い、品質向上に貢献します。業務に役立つプロンプト(質問)を呼び 出せるライブラリも搭載され、必要な情報に迅速にアクセスすることができます。あずさ監査法人では、この機能を2025年7月以降より順次導入しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　AZSA Quality 2025/26（監査品質に関する報告書） | | 公表日 | ①　2025年10月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ（AZSA Quality 2025/26）  　https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-azsa-quality-2025.pdf  　当社ホームページ（AZSA Quality 2025/26）  記載箇所：Audit Quality Indicator（P4） | | 記載内容抜粋 | ①　社会のデジタル化と監査の変革（P4）  ・デジタル投資額  ・デジタル対応人材  ・デジタルツール利用割合  　（KPMG Clara　workflow利用率等） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 7月 1日  ②　2025年10月 8日 | | 発信方法 | ①　理事長メッセージ  　当社ホームページ（理事長メッセージ）  　https://kpmg.com/jp/ja/home/about/azsa/message.html  　当社ホームページ（理事長メッセージ）  ②　AZSA Quality 2025/26（監査品質に関する報告書）  　当社ホームページ（AZSA Quality 2025/26）  　https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-azsa-quality-2025.pdf  　当社ホームページ（AZSA Quality 2025/26）  記載箇所：理事長からのメッセージ（Ｐ7～8） | | 発信内容 | ①　昨今、地政学リスクの高まりやテクノロジーの進化により、世界経済・社会の秩序が大きく変化し始めています。そうした不確実性が高まる中でも、私たちあずさ監査法人は「社会に信頼を、変革に力を」というパーパスの下、クライアントの皆さまに伴走し、常に半歩先を照らし続ける存在であり続けたいと考えています。  特に、ビジネスのあり方を根本から変え始めている生成AIといったテクノロジーの活用は重要なテーマです。あずさ監査法人は、監査の領域で生成AIなどを積極的に活用していくほか、アドバイザリーの領域においてもクライアントの皆さまの経理DXをサポートしています。  ②　生成AIをはじめとするデジタルテクノロジーの進展は、ビジネスの在り方そのものを大きく変えつつあり、監査の分野においても極めて重要なテーマとなっています。あずさ監査法人では、KPMGのグローバルネットワークが開発する最先端技術をいち早く取り入れるとともに、日本独自の生成AIソリューションや分析プラットフォームの開発にも取り組んでいます。これらのテクノロジーと、あずさ監査法人がこれまで蓄積してきたセクターごとの豊富な知見を融合させることで、監査関与先の皆さまとの対話を通じて、よりきめ細やかなニーズに応えてまいります。  監査品質の向上には、AX (Audit Transformation=監査変革)の推進も不可欠です。私たちは「AX for Trust®」と いうコンセプトのもと、監査プロセスの標準化、集中化、 そして自動化を積極的に進めています。今後もAXを力強く推進することで、監査関与先の皆さまに対して、より高い付加価値を迅速かつ的確に提供できる体制の整備を進めてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 10月頃　～　2024年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年 1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ISO27002およびISO27017をベースとしたKPMGセキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ管理活動をPDCAサイクルで実施しています。情報セキュリティ部門ではセキュリティ関連文書を整備し、研修等を通じて全職員に周知しています。また、関連ガイドラインやグローバルポリシーの改訂時、および年次レビューを通して、セキュリティーポリシーの逐次更新を行っています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。